

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)	
地域名 (地域内農業集落名)	大神本田・福原 (大神、大神後新田、福原、福原新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区全体として水利の問題が多く、基盤整備の未整備な地域は、水利費が過度な負担になっている。福原の南部や大神の山間部といった開田地帯は、基盤整備をしていなく、圃場も段状で点在しているため、草刈りや水利の維持管理に時間が取られる。多面的機能支払の活動がある地域があるが、近年農業者の認識の低下から存続が危惧されている。獣害(ハクビシン)が発生している。塩那台地域は、地区外の酪農家が主に牧草地として利用しており、現状耕作できているが、将来的に原野化する危険性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。
また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。
【耕種】水稻・飼料作物・イチゴ・ネギ
【畜産・酪農】和牛肥育・和牛繁殖
【その他】無農薬酒米

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	273.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

